

- (5) 学校給食費については当面現行どおりとし、合併後、新市において調整・検討し統一化を図る。
- (6) 給食センターの取扱いについては当面現行どおりとし、新市において管理・運営を検討する。
- (7) 給食費の会計及び徴収方法については、合併後、新市において検討する。

4.4 社会教育関係の取扱い

- (1) 生涯学習講座については、住民の要望を参考に充実を図るよう実施し、受講料については、新市において調整・検討する。
- (2) 生涯学習活動の拠点となる施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、開館時間、休館日等については地域のニーズを把握し、合併までに調整する。図書館の組織体制、司書の配置及び電算化については新市において調整・検討する。
- (3) 社会教育関係団体、文化協会、体育協会等については、新市の一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合に向けて調整に努める。補助金等については、合併までに調整する。
- (4) 公民館役員の数、任期、報酬及び費用弁償については、合併までに調整する。公民館条例、規則、本館・分館の設置及び位置づけ等については合併までに検討する。
- (5) 合併までに、新市に生涯学習の拠点施設（中央公民館等）の設置を検討する。
- (6) 社会体育施設については、新市において引き続き適切な管理運営に努めるものとし、使用料については合併までに検討・調整する。
- (7) 成人式については、合併後新市において「合同成人式」の開催に向け調整、検討する。
- (8) 合併までに、新市において文化ホール等文教施設の整備、建設について検討する。
- (9) 各指定文化財、文化財保護事業等については現行どおり新市に引き継ぐ。新市においても文化財保護委員会を設置し、委員の数、任期等については合併までに調整する。
- (10) 各種スポーツ行事等については、新市において調整するものとし、現行単位で開催することが適当なものについては、当分の間継続する。学校施設については合併後も開放するものとし、使用料等については合併までに調整する。